

ふくやまフィルム・コミッション映像制作応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ふくやまフィルム・コミッション（以下「フィルム・コミッション」という）は、福山市（以下「市」という）を舞台とした映像作品等の撮影や映像作品のPR事業を通じ、市の地域活性化、市内消費を喚起するとともに、映像作品等の公開若しくは放送を通じて、市の知名度向上及び観光誘客につなげるため、映像作品等の制作に必要な経費及びPR事業費に対し、映像制作応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 映像作品等とは、一般に広く公開する映画及び放送されるテレビドラマをいう。
- (2) PR事業とは、市での撮影や市についてPRするために実施する、映像作品の公開に伴う試写会や舞台挨拶等のイベント、撮影ドキュメンタリー作品の公開等、市の知名度向上及び観光誘客が見込まれる事業をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、映像作品等の制作を業務とする法人又は団体等のうち、適正な会計処理が可能と認められるもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (2) 社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと
- (3) 公序良俗に反するほか、ふくやまフィルム・コミッション会長（以下「会長」という）が適当でないと認めた団体
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、映像作品等の制作から放送（公開）までとし、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市を舞台とした作品又は市内を中心に撮影が行われる作品を制作する事業
 - (2) 市の知名度向上、観光誘客等の経済効果が期待できると認められる事業
 - (3) 制作作品が原則として初年度の申請日の年度から起算して2年以内に広く公開又は放送される事業
- 2 前項第3号に定める期間を超えて広く公開又は放送される事業について、会長が特段の事情があると認められる場合は、補助対象事業として認めることができる。

(補助対象外事業)

第5条 前条の規定に係わらず、映像作品等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 事業内容及び映像作品等の内容が政治的又は宗教的意図を有しているとき。
- (2) 事業内容及び映像作品等の内容が公序良俗に反するなど社会的非難を受けるおそれのあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、映像制作等に係る次の各号に該当する経費をいう。ただし、慰労又は懇親目的に要する食糧費及び他の団体から受ける助成金等の対象経費とするものは対象外とする。

- (1) 市内での撮影に係る宿泊費・交通費・諸経費等
- (2) 放送（公開）に係るプロモーション費のうち福山市のPR事業費
- (3) その他必要な経費であると会長が認めるもの

2 会長は、この要綱による補助金の交付決定前に事業に着手する特段の事情があると認められるときは、当該交付決定前に要した経費（交付決定を受けた年度と同一年度の経費に限る。）を対象経費として認めることができる。

(補助金の額及び限度額)

第7条 補助金の額は、市が受領した企業版ふるさと納税を財源とした負担金を限度額とする。ただし、交付対象経費の10分の10以内を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度に実施する事業について、フィルム・コミッションに事前相談を行った上で、映像制作応援補助金交付申請書（様式第1号）及び補助事業収支予算書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。なお、初年度申請時は次に掲げる書類も合わせ提出しなければならない。

- (1) 映像制作活動計画書（様式第3号）
- (2) 映像作品等放送（公開）予定表（様式第4号）
- (3) 映像作品等の完成に係る誓約書（様式第5号）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、会長はこれを審査の上、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の交付又は不交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は予算の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、会長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするときは、会長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

3 会長は、前項に定める条件のほか、補助事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。

（状況報告）

第10条 申請者は、会長の定めるところにより、補助事業の遂行状況を報告しなければならない。

（事業計画の変更）

第11条 申請者は、第9条の規定による交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第7号）に必要書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は予算の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするとき。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を会長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 会長は、第1項の規定による事業計画変更承認申請書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めるものについては、交付決定の内容を変更することができる。

4 会長は、前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）のほか、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、年度をまたぐ事業においては、当該年度末までの実績において提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 補助対象経費に係る支出証拠書類（領収書の写し等）
- (3) 事業の実施結果に係る参考資料（成果品、撮影写真等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第13条 会長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、その時点での寄附金受領額を上限として、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。
- 2 企業版ふるさと納税募集終了時の寄附金受領額から前項で確定した補助金の額を引いた残額について、会長は、事業終了後すみやかに補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 会長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。
- 2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第12号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

- 第15条 会長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金交付要件に該当しなくなったとき、又は補助金交付の条件に違反したとき。

(帳簿の備付け)

- 第16条 申請者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(書類の様式)

- 第17条 第8条に定める映像制作活動計画書その他この要綱に定める書類は、会長が別に定める様式による。

(補則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）10月24日から施行する。